

魚沼市介護人材求人活動支援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日
告示第77号

(趣旨)

第1条 市長は、魚沼市の介護人材の確保を図るため、求人活動を実施する魚沼市内の指定介護保険事業所(以下「介護保険事業所」という。)を開設している又は開設する予定のある法人に対して、予算の範囲内において、魚沼市介護人材求人活動支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、魚沼市補助金等交付規則(平成16年魚沼市規則第50号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請日時点において市内に介護保険事業所を開設している又は開設する予定のある法人
- (2) 魚沼市暴力団排除条例(平成23年魚沼市条例第31号)第2条第1号又は第2号に該当しない者
- (3) 納付期限の到来した市税を完納している者

2 前項に定める者のほか、市長が適当と認める者を対象者とすることができる。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、魚沼市内の介護保険事業所に勤務する介護人材募集のための法人が作成するチラシなどの印刷製本費、チラシ等に情報を掲載する広告費及び作成したチラシ等を配布折り込みする手数料を経費とする。

(補助金の額)

第4条 市長が交付する補助金の額は、1法人につき5万円又は補助対象経費全額のいずれか少ない方の額とする。

- 2 補助対象経費が他の補助事業の対象となっている場合にあつては、補助対象外とする。
- 3 消費税及び地方消費税額は、補助対象経費に含まないものとする。

(交付申請兼実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、介護人材求人活動支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、対象経費支出後3か月以内又は対象経費支出年度の3月31日いずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費となるものの請求書の写し
- (2) 前号の請求内容のわかる明細書の写し
- (3) 補助対象経費となるものの領収書の写し又は振込したことがわかるもの
- (4) 作成又は掲載したチラシ等の原本
- (5) 市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定兼額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付又は不交付の決定及び額の確定を行い、交付申請者に対し、介護人材求人活動支援事業補助金交付(不交付)決定兼確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めたとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、介護人材求人活動支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

魚沼市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者
電話番号

印

介護人材求人活動支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚沼市介護人材求人活動支援事業補助金の交付を受けたいので、魚沼市介護人材求人活動支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 円
内訳 印刷製本費 円
広告費 円
手数料 円

振込先口座

金融機関名	(銀行・信用組合・金庫・農協)			(本店・支店・支所)
フリガナ		口座 番号	普通 当座	
口座名義				

※通帳の写し(表面裏面)を添付してください。

添付書類

- (1) 補助対象経費となるものの請求書の写し
- (2) (1)の請求内容のわかる明細書の写し
- (3) 補助対象経費となるものの領収書の写し又は振込したことがわかるもの
- (4) 作成又は掲載したチラシ等の原本
- (5) 市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

名 称
代表者 様

魚沼市長



介護人材求人活動支援事業補助金交付(不交付)決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった補助金等について、魚沼市介護人材求人活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり(交付すること・交付しないこと)に決定し、補助金の額を確定したので通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助対象経費 | 円 |
| 2 交付決定額兼確定額 | 円 |

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

名 称
代表者 様

魚沼市長



介護人材求人活動支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した魚沼市介護人材求人活動支援事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すこととしたので、魚沼市介護人材求人活動支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 取消金額